

青森県報

号外第二十八号

平成二十八年
三月三十日
(水曜日)

目次

規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則…………… (人事課) …… 一

訓 令

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整備に関する訓令…………… (人事課) …… 八

生活再建・産業復興局設置規程の一部を改正する訓令…………… (同) …… 九

青森県副知事の事務分担等に関する規程の一部を改正する訓令…………… (同) …… 九

部局内部監査規程の一部を改正する訓令…………… (同) …… 九

職員の任免等発令事務取扱規程の一部を改正する訓令…………… (同) …… 一〇

職員の分限に関する手続及び効果についての条例の規定による医師の指定の一部を改正する訓令…………… (同) …… 一〇

青森県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令…………… (同) …… 一〇

官報報告事務取扱規程の一部を改正する訓令…………… (総務学事課) …… 一一

青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令…………… (同) …… 一四

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令…………… (防災消防課) …… 一四

原子力施設安全検証室設置規程を廃止する訓令…………… (人事課) …… 一五

告 示

文書記号の一部改正…………… (総務学事課) …… 一六

規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十九号

青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七目の二 観光国際戦略局各課の分掌事務(第十六条の二)」を

「第七目の二 危機管理局各課の分掌事務(第十六条の二)」に、「第七目の三」

第七目の三 観光国際戦略局各課の分掌事務(第十六条の三)」に、「第七目の三」

を「第七目の四」に、「第十六条の三」を「第十六条の四」に、「第十六条の四」を

「第十六条の五」に、「第四十五条」を「第四十七条」に改め、「第三目 消防

学校(第四十六条・第四十七条)」を削り、「環境保健センター」を「消費生活セン

ター」に、「原子力センター」を「環境保健センター」に、「第五款の二 観光国際

戦略局の出先機関の名称及び所掌事務等」を

「第五款の二 危機管理局の出先機関の名称及び所掌事務等

第一目 消防学校(第二百二十二条の二・第二百二十二条の三) に、「第百

第二目 原子力センター(第二百二十二条の四・第二百二十二条の五) に、「第百

第五款の三 観光国際戦略局の出先機関の名称及び所掌事務等」に、「第百

二十二条の二・第二百二十二条の三」を「第二百二十二条の六・第二百二十二条の七」に、

「第五款の三」を「第五款の四」に改める。

第七条中「県土整備部」を「**県土整備部**」に改める。

「**危機管理局**」に改める。

第八条第一項の表総務部の項中、「防災消防課」を削り、同表環境生活部の項中、「原子力安全対策課」を削り、同表県土整備部の項の次に次のように加える。

危機管理局

防災危機管理課 消防保安課 原子力安全対策課

第十条の総務部の項の第五号を削り、同項の第六号中「他部」の下に「危機管理局」を加え、同号を同項の第五号とし、同条の県土整備部の項の次に次のように加える。

危機管理局

- 一 危機管理及び防災に関する事項
- 二 消防及び高圧ガス等の保安に関する事項

第十一条の総務学事課の項の第二十六号を同項の第二十七号とし、同項の第二十五号中「及び公益認定等審議会」を「公益認定等審議会及び行政不服審査会」に改め、同号を同項の第二十六号とし、同項中第十五号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 行政不服審査の総括に関すること。

第十一条の防災消防課の項を削る。

第十一条の二の企画調整課の項の第八号中「各部」の下に「危機管理局」を加え、同条の情報システム課の項に次の一号を加える。

七 小規模施設特定有線一般放送に関すること。

第十二条の県民生活文化課の項中第二十九号を第三十号とし、第二十八号を第二十九号とし、第二十七号の次に次の一号を加える。

二十八 消費生活センターに関すること。

第十二条の原子力安全対策課の項を削り、同条の自然保護課の項の第七号中「白神山地ビジターセンター及び十二湖エコ・ミュージアムセンター」を「及び白神山地ビジターセンター」に改める。

第十四条の団体経営改善課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第十六条の建築住宅課の項中第二十八号を第二十九号とし、第八号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 建築物のエネルギー消費性能の向上に関すること。

第二章第二節第二款第八目中第十六条の四を第十六条の五とし、同款第七目の三中第十六条の三を第十六条の四とし、同目を同款第七目の四とし、同款第七目の二中第十六条の二を第十六条の三とし、同目を同款第七目の三とし、同款第七目の次に次の一目を加える。

第七目の二 危機管理局各課の分掌事務

(危機管理局各課の分掌事務)

第十六条の二 危機管理局各課の分掌事務は、次のとおりとする。

防災危機管理課

一 局内の人事、組織、予算（支出負担行為（各課共通経費に係るものを除く。）及び収入通知に関する事務を除く。）及び物品の管理並びにその他の庶務の整理に関すること。

二 局の所掌事務に係る総合的な企画及び調整に関すること。

三 災害対策、国民保護措置その他の危機管理対策の総括に関すること。

四 防災対策及び国民保護措置の総合的な企画に関すること（消防保安課及び原子力安全対策課の分掌に係る事務を除く。）。

五 自衛隊の部隊の国民保護等派遣、治安出動及び災害派遣の要請並びに警護出動に関すること。

六 自衛隊及び駐留軍の基地対策に係る連絡調整に関すること。

七 防災行政用情報通信網及び有線電話の管理及び運営に関すること。

八 原子力施設の安全性の検証に関すること。

九 防災会議及び国民保護協議会に関すること（防災会議に関する事務中原子力安全対策課の分掌に係る事務を除く。）。

十 局内他課の主管に属しない事務に関すること。

消防保安課

一 消防に関すること。

二 危険物取締りに関すること。

三 危険物取扱者試験及び消防設備士試験に関すること。

四 石油コンビナート等防災対策に関すること。

五 防災用ヘリコプターの運航及び管理に関すること。

六 航空消防隊に関すること。

七 高圧ガスの保安に関すること。

八 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関すること。

九 ガス事業に関すること。

十 火薬類及び武器等製造の取締りに関すること。

十一 電気用品の安全に関すること。

十二 電気事業に関すること。

- 十三 電気工事士及び電気工業業に関すること。
 - 十四 消防学校に関すること。
 - 十五 石油コンビナート等防災本部及び救急搬送受入協議会に関すること。
- 原子力安全対策課

- 一 環境放射線等の監視及び測定に関すること。
 - 二 放射性物質による環境汚染対策に関すること。
 - 三 立地した原子力施設の安全性に関すること。
 - 四 原子力に関する知識の普及啓蒙に関すること。
 - 五 原子力防災対策に関すること。
 - 六 原子力センターに関すること。
 - 七 防災会議に関する事務中原子力安全対策課の分掌に係る事務に関すること。
- 第十九条の二第一項中「観光国際戦略局」を「危機管理局、観光国際戦略局」に改める。

第十九条の二の二を削り、第十九条の二の三を第十九条の二の二とし、第十九条の二の四を第十九条の二の三とする。

第十九条の三第一項中「部」の下に「危機管理局」を加える。

第二十条第二項中「行政経営管理課」を削り、「人事課」の下に「行政経営管理課及び」を加え、「及び防災消防課」を削り、同条第四項中「補佐」の下に「県民生活文化課に係る事務を整理するとともに」を加え、「県民生活文化課、原子力安全対策課」を「青少年・男女共同参画課」に改め、「青少年・男女共同参画課」を削り、同条第五項中「健康福祉政策課」を「そのうち一人は健康福祉政策課、高齢福祉保険課、こどもみらい課及び障害福祉課」に、「整理するとともに、そのうち」を「他の」に改め、「他の一人は高齢福祉保険課、こどもみらい課及び障害福祉課に係る事務を」を削る。

第二十条の二第一項中「観光国際戦略局」を「危機管理局、観光国際戦略局」に改める。

第二十条の三第一項中「部」の下に「危機管理局」を加え、同条第二項中「技術的事項」の下に「危機管理局」を加える。

第二十一条第一項中「部」の下に「危機管理局」を加える。

第二十四条の四第一項中「観光国際戦略局」を「危機管理局、観光国際戦略局」に改める。

第二十八条第一項第一号を次のように改める。

- 一 消費生活センター
- 第二十八条第一項に次の一号を加える。

六 消防学校

第二十八条第四項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

- 六 原子力センター
- 第三章第二節第一款の二第三目の目名を削る。
- 第四十六条及び第四十七条を次のように改める。
- 第四十六条及び第四十七条 削除
- 第三章第二節第二款第二目を削る。
- 第三章第二節第一款第一目中第四十九条を第五十一条とし、第四十八条を第五十条とし、同目を同款第二目とし、同款に第一目として次の一目を加える。

第一目 消費生活センター

(所掌事務)

第四十八条 消費生活センターは、消費者安全法(平成二十一年法律第五十号)第八条第一項及び青森県消費生活条例(平成十年三月青森県条例第二号)第二十九条の規定による消費生活に関する事務を所掌する。

第四十九条 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
青森県消費生活センター	青森市

第六十七条第一号中「及び第七十条第一項第二号」を「並びに第七十条第一項第二号及び第二項第五号」に、「及び同項第二号」を「並びに同条第一項第二号及び第二項第五号」に改め、同条第三号中「及び第七十条第一項第三号」を「並びに第七十条第一項第三号及び第二項第六号」に改める。

第七十条第一項に次のただし書を加える。

ただし、青森県立あすなる療育福祉センターにあつては、第二号及び第三号に掲げる事務(通所に係るものに限る。)を除く。

第七十条第二項に次のただし書を加える。

ただし、青森県立さわらび療育福祉センターにあつては、第五号及び第六号に掲

ける事務を除く。

第七十条第二項に次の二号を加える。

五 肢体不自由児及び重症心身障害児の生活指導及び保育に関すること（通所に係るものに限る。）。

六 障害者等に対する生活上の便宜の供与に関すること（通所に係るものに限る。）。

第三章第二節第五款の三を同節第五款の四とし、同節第五款の二中第百二十二条の三を第百二十二条の七とし、第百二十二条の二を第百二十二条の六とし、同款を同節第五款の三とし、同節第五款の次に次の一款を加える。

第五款の二 危機管理局の出先機関の名称及び所掌事務等

第一目 消防学校

（所掌事務）

第百二十二条の二 消防学校は、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第五十一条の規定による消防職員及び消防団員の訓練に関する事務のほか、防災教育センター及び防災資機材センターの管理及び運営に関する事務を所掌する。

（名称及び位置）

第百二十二条の三 消防学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
青森県消防学校	青森市

第二目 原子力センター

（所掌事務）

第百二十二条の四 原子力センターは、次の事務を所掌する。

一 環境放射線等の監視、測定及び分析に関すること。

二 立地した原子力施設の安全性に関すること。

三 原子力に関する知識の普及啓蒙に関すること。

（名称及び位置）

第百二十二条の五 原子力センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
-----	-----

青森県原子力センター

上北郡六ヶ所村

別表第一健康福祉部高齢福祉保険課の項を次のように改める。

健康福祉部高齢福祉保険課	医療指導監	保険医療機関及び保険薬局並びに保険医及び保険薬剤師の指導、質問、検査等並びに特に命ぜられた事務に従事する。
進 監	国保広域化推進	国民健康保険の広域化に関する企画及び調整並びに特に命ぜられた事務に従事する。

別表第三青森県消防学校の項を次のように改める。

青森県消費生活センター	所長
-------------	----

別表第三青森県原子力センターの項を削り、同表青森空港管理事務所の項の次に次のように加える。

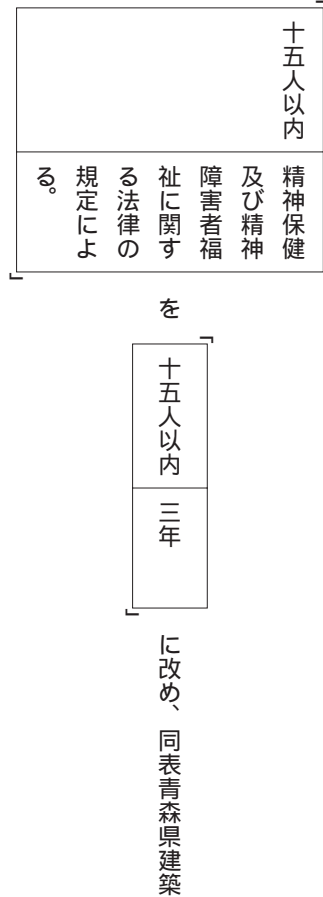
青森県消防学校	校長、主任講師、講師
青森県原子力センター	所長、次長、総括研究管理員、研究管理員、主任研究員

別表第六青森県公益認定等審議会の項の次に次のように加える。

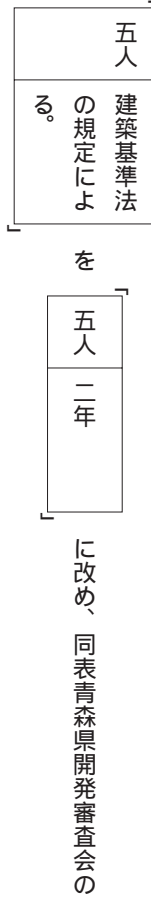
青森県行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。	会長 委員	学識経 験を有 する者	五人以 内	二年	委員 の互 選	総務 課
--	----------	-------------------	----------	----	---------------	---------

別表第六青森県防災会議の項から青森県救急搬送受入協議会の項までを削り、同表青森県消費生活審議会の項中「（平成十年三月青森県条例第二号）」を削り、同表青森県小児慢性特定疾病審査会の項中「児童福祉法の一部を改正する法律（平成二十六

年法律第四十七号) による改正後の「及び」(以下この項において「新法」という。)を削り、「新法」を「児童福祉法」に改め、同表青森県精神医療審査会の項中



審査会の項中「又は建築監視員」を「建築監視員、指定確認検査機関又は指定構造計算適合性判定機関」に、「これに係る」を「その」に、



項中「第五十条第一項」を「第五十条第一項前段」に改め、同項の次に次のように加える。

青森 県防 災会 議	災害対策基本法(昭和三十 六年法律第二百二十三号) 第十四条第二項の規定によ り次に掲げる事務をつかさ どる。	災害 対策 基本 法の 規定 によ る。	災害 対策 基本 法の 規定 によ る。	知事の 部内の 職員の うちか ら指名 される 委員の 定数は 十三人	市町村 長及び 消防機 関の長 のうち から任 命され る委員	災害 対策 基本 法の 規定 によ る。
	一 県地域防災計画を作成 し、及びその実施を推進 すること。			、市町 村長及 び消防 指定地	、指定 公共機 関又は 指定地	
	二 知事の諮問に応じて県 の地域に係る防災に關す る重要事項を審議するこ と。					

三 前号に規定する重要事項に關し、知事に意見を述べること。

四 県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に關し、県並びに關係指定地方行政機関、關係市町村、關係指定公共機関及び關係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。

五 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

機関の 長のつ ちから 任命さ れる委 員は四 人、指 定公共 機関又 は指定 地方公 共機関 の役員 又は職 員のつ ちから 任命さ れる委 員は十 五人、 自主防 災組織 を構成 する者 又は学 識経験 のある 者のつ ちから 任命さ	方公共 機関の 役員又 は職員 のうち から任 命され る委員 並びに 自主防 災組織 を構成 する者 又は学 識経験 のある 者のつ ちから 任命さ れる委 員は、 二年と する。
--	---

青森県 石油コンビナート等災害防 止法（昭和五十年法律第八 十四号）第二十七条第三項 の規定により、県の区域内 に所在する特別防災区域に 係る防災に関し、次に掲げ る事務をつかさどる。	青森 県 民 保 護 協 議 会	武力攻撃事態等における国 民の保護のための措置に関 する法律（平成十六年法律 第四十一号）第三十七条第 二項の規定により次に掲げ る事務をつかさどる。 一 知事の諮問に応じて県 の区域に係る国民の保護 のための措置に関する重 要事項を審議すること。 二 前号の重要事項に関し、 知事に意見を述べること。	武力 攻撃 事態 等に おけ る国 民の 保護 のた めの 措置 に関 する 法律 の規 定に よる	武力 攻撃 事態 等に おけ る国 民の 保護 のた めの 措置 に関 する 法律 の規 定に よる	五十 三 人 以 内	武力 攻 撃 事 態 等 に お け る 国 民 の 保 護 の た め の 措 置 に 関 する 法 律 の 規 定 に よ る。	武力 攻 撃 事 態 等 に お け る 国 民 の 保 護 の た め の 措 置 に 関 する 法 律 の 規 定 に よ る	防 災 危 機 管 理 課
---	---------------------------------------	--	--	--	------------------------	---	--	---------------------------------

本部	一 石油コンビナート等防 災計画を作成し、及びそ の実施を推進すること。 二 防災に関する調査研究 を推進すること。 三 防災に関する情報を収 集し、これを関係者に伝 達すること。 四 災害が発生した場合に おいて、県、関係特定地 方行政機関、関係市町村、 関係公共機関、県の区域 内の公共的団体及び県の 区域内の特別防災区域に 所在する特定事業所に係 る特定事業者その他当該 特別防災区域内の防災上 重要な施設の管理者が石 油コンビナート等防災計 画に基づいて実施する災 害応急対策及び災害復旧 に係る連絡調整を行うこ と。 五 石油コンビナート等現 地防災本部に対して、災 害応急対策の実施に関し 必要な指示を行うこと。 六 災害が発生した場合に おいて、国の行政機関 （関係特定地方行政機関 を除く。）及び他の都道 府県との連絡を行うこと。	の規 定に よる	の規 定に よる	の定数 は十三 人以内 、知事 により 指定さ れる市 町村の 市町村 長であ る本部 員の定 数は九 人以上 、知事 により 任命さ れる本 部員の 定数は 二人以 内とす る。	の規 定に よる	消 防 保 安 課
----	--	----------------	----------------	--	----------------	-----------------------

七 その他特別防災区域に係る防災に関する重要な事項の実施を推進すること。	七
青森県救急搬送受入協議会 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第三十五条の五第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により消防機関による救急業務としての傷病者の搬送及び医療機関による当該傷病者の受入れの実施に関する基準の策定及び変更について意見を答申し、同法第三十五条の八第一項の規定により当該基準に関する協議並びに当該基準に基づく傷病者の搬送及び受入れの実施に係る連絡調整を行い、同条第三項の規定により関係行政機関に協力を求め、並びに同条第四項の規定により知事に当該基準並びに傷病者の搬送及び受入れの実施に關し必要な事項について意見を述べること。	消防課 保安課
	会長 消防二十人二年 委員の互選
	法の規定による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(青森県通信印刷管理費経理事務管理規則の一部改正)

2 青森県通信印刷管理費経理事務管理規則（昭和六十一年四月青森県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の表中「総務部防災消防課」を「危機管理局防災危機管理課」に改める。第四条中「総務部防災消防課長」を「危機管理局防災危機管理課長」に改める。

(青森県褒賞規則の一部改正)

3 青森県褒賞規則（昭和三十三年二月青森県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「各部長」の下に、「危機管理局長」を加え、「危機管理監」を削る。

(青森県災害対策本部に関する規則の一部改正)

4 青森県災害対策本部に関する規則（昭和三十八年四月青森県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「部長」の下に、「危機管理局長」を加え、「危機管理監及び本庁の部」を「並びに本庁の部、危機管理局」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 河川砂防課長、防災危機管理課長、消防保安課長及び原子力安全対策課長
第五条第一項の表対策連絡部の項中「危機管理監（原子力災害の場合は環境生活部長、原子力災害を伴う災害の場合は危機管理監及び環境生活部長）」を「危機管理局長」に改め、県土整備部の項の次に次のように加える。

危機管理部

危機管理局長

第五条第二項を次のように改める。

2 対策連絡部に次長を置き、危機管理局次長をもつて充てる。

第六条総務部の項中「（対策連絡部の事務を除く。）」を削り、同条県土整備部の項の次に次のように加える。

危機管理部

部等設置条例第二条第八号に規定する危機管理局の事務分掌のうち災害に關連する事項（対策連絡部の事務を除く。）に關すること。

第六条観光国際戦略部の項中「第二条第八号」を「第二条第九号」に改め、同条エネルギー総合対策部の項中「第二条第九号」を「第二条第十号」に改める。

第八条第一項中「置き」の下に、「財政課」を加える。

別表上北地方支部の項中「青森県原子力センター所長」を削り、「青森県病害虫防除所長」を削り、「青森県病害虫防除所長」を「青森県原子力センター所長」に改める。

訓 令

青森県訓令甲第五号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関
労 働 委 員 会 事 務 局

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整備に関する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整備に関する訓令

(青森県庁議運営規程の一部改正)

第一条 青森県庁議運営規程(昭和三十七年四月青森県訓令甲第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「部長」の下に「危機管理局長」を加え、同条第四項の表部長の項の次に次のように加える。

危機管理局長	危機管理局次長
--------	---------

第三条中「危機管理監」を削る。

第九条中「部長」の下に「危機管理局長」を加える。

(青森県職員表彰規程の一部改正)

第二条 青森県職員表彰規程(昭和二十八年七月青森県訓令甲第四十五号)の一部を次のように改正する。

第七条及び第九条第二項中「部長」の下に「危機管理局長」を加える。
(危険作業手当支給規程の一部改正)

第三条 危険作業手当支給規程(昭和三十三年三月青森県訓令甲第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「本庁防災消防課、本庁商工政策課」を「本庁商工政策課、本庁消防保安課」に改める。

第五条中「本庁防災消防課長、本庁商工政策課長」を「本庁商工政策課長、本庁消防保安課長」に改める。

(青森県消防関係職員服装規程の一部改正)

第四条 青森県消防関係職員服装規程(昭和二十七年三月青森県訓令甲第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「消防業務を主管する部長、危機管理監、消防業務を主管する次長及び課長並びに」を「危機管理局長、危機管理局次長、防災危機管理課長、消防保安課長及び」に改める。

(青森県消防関係職員服制の一部改正)

第五条 青森県消防関係職員服制(昭和三十年三月青森県訓令甲第五号)の一部を次のように改正する。

別表中「部長、危機管理監」を「局長」に改める。

(青森県雪対策連絡会議設置規程の一部改正)

第六条 青森県雪対策連絡会議設置規程(昭和五十三年十月青森県訓令甲第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「防災消防課長」を削り、「建築住宅課長」の下に「防災危機管理課長」を加える。

(青森県消費者行政連絡会議設置規程の一部改正)

第七条 青森県消費者行政連絡会議設置規程(昭和五十三年九月青森県訓令甲第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表中「防災消防課長」を削り、「建築住宅課長」の下に「消防保安課長」を加える。

(青森県企業誘致対策連絡会議設置規程の一部改正)

第八条 青森県企業誘致対策連絡会議設置規程(昭和三十七年一月青森県訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

別表一中「県土整備部長」の下に、「危機管理局长」を、「県土整備部次長」の下に、「危機管理局长」を加える。

別表二中「都市計画課長」の下に、「防災危機管理課長」を加える。

(青森県建設工事及び建設関連業務の指名業者等選定規程の一部改正)

第九条 青森県建設工事及び建設関連業務の指名業者等選定規程(平成二年三月青森県訓令甲第十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「農林水産部長」の下に、「危機管理局长」を加える。

(青森県土地利用対策会議規程の一部改正)

第十条 青森県土地利用対策会議規程(昭和四十八年五月青森県訓令甲第二十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「県土整備部長」の下に、「危機管理局长」を加える。

別表第二中「防災消防課長」を削り、「(観光国際戦略局)」を

「(危機管理局)

防災危機管理課長」に改める。

(観光国際戦略局)」

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第六号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

生活再建・産業復興局設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

生活再建・産業復興局設置規程の一部を改正する訓令

生活再建・産業復興局設置規程(平成二十三年三月青森県訓令甲第一号)の一部を

次のように改正する。

題名を次のように改める。

生活再建・産業復興局設置規程

第一条を次のように改める。

(設置)

第一条 危機管理局に生活再建・産業復興室(以下「室」という。)を置く。

第二条中「局は、平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害」を「室は、東日本大震災」に改める。

第三条第一項中「局長は、局」を「室長は、室」に改め、同条第二項中「局長」を「室長」に改める。

第四条の前の見出しを「(室の職等)」に改め、同条第一項中「局に局長」を「室に室長」に改め、同条第二項中「局長」を「室長」に、「局の」を「室の」に改める。

第六条第一項、第四項から第八項まで及び第十一項中「局」を「室」に改める。第七条を削る。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部改正)

2 青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程(昭和三十八年四月青森県訓令甲第七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中、「生活再建・産業復興局長」を削る。

(青森県職員安全衛生管理規程及び住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運営に関する規程の一部改正)

3 次に掲げる訓令の規定中「生活再建・産業復興局及び」を削る。

一 青森県職員安全衛生管理規程(昭和五十二年四月青森県訓令甲第六号)第一条第四号

二 住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運営に関する規程(平成十四年八月青森県訓令甲第四十号)第六条第一項

青森県訓令甲第七号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県副知事の事務分担等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県副知事の事務分担等に関する規程の一部を改正する訓令

青森県副知事の事務分担等に関する規程（平成十九年七月青森県訓令甲第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中工を才とし、ウの次に次のように加える。

工 危機管理局の所掌事務

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第八号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

部局内部監査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

部局内部監査規程の一部を改正する訓令

部局内部監査規程（昭和三十五年九月青森県訓令甲第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「部長」の下に「危機管理局長」を加え、「生活再建・産業復興局」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第九号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

職員任免等発令事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

職員任免等発令事務取扱規程の一部を改正する訓令

職員任免等発令事務取扱規程（昭和三十九年四月青森県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の第二十四号中「の規定及び職員退職の事由を定める条例（昭和四十四年十二月青森県条例第四十二号）」を「及び職員分限に関する条例（昭和二十六年十二月青森県条例第九十八号）第二条の規定」に改め、同表の第三十五号中「又は給料月額」を削り、同表の第三十六号中「こと」を「こと（昇任に伴うものを除く。）」に改め、同表の第三十七号中「こと」を「こと（降任に伴うものを除く。）」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三十七の二 降 号 昇給を上げること。

第四条中「部長」の下に「危機管理局長」を加え、同表の第十一号中「職員分限に関する手続及び効果」としての条例」を「職員分限に関する条例」に改め、同表の第十二号中「治癒」を「治癒」に改める。

第七条第一項の表の第一号中「訓告」の下に「降格（職員の意に反する場合は限る。）」、降号（職員の意に反する場合は限る。）」、降号（職員の意に反する場合は限る。）」を加える。

同表の24の項中「第28条第2項第1号の規定及び職員分限に関する手続及び効果」としての条例」や「第28条第2項第1号及び職員分限に関する手続及び効果について規定」は、「第28条第2項第2号の規定及び職員分限に関する手続及び効果について規定」に改め、同表34の次に次のように改める。

34の2 降格	青森県職員 氏 名	条例第3条 第2項第○号の区分は
	地方公務員法第27条第2項及び職員分限に関する条例第3条	

34の3 降号	青森県職員 氏名	第2項第○号の規定により降格させる ○給料表○級○号給を給する	第1号から第4号までのうちの該降号を入れる。
	地方公務員法第27条第2項及び職員分限に関する条例第3条第3項の規定により降号させる ○給料表○級○号給を給する		

別表37の項中、「降格」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

昭和二十七年四月一日青森県訓令甲第二十六号（職員分限に関する手続及び効果についての条例の規定による医師の指定）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

「職員分限に関する手続及び効果についての条例」を「職員分限に関する条例」に、「第一条」を「第四条第一項」に、「青森県立中央病院保健所又は青森県職員診療所」を「青森県立中央病院若しくは青森県立つくしが丘病院」に、「若しくは」を「又は」に改める。

青森県訓令甲第十一号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

青森県職員被服貸与規程（昭和三十一年四月青森県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一自動車等の運転業務に従事する者の項から庁内の清掃業務に従事する者の項までを次のように改める。

庁内の清掃業務に従事する者	総務部行政経営管理課に勤務する守衛	自動車等の運転業務に従事する者		普通乗用自動車		ジープ、ジープ、ゴンドラ、ライトパワゴン等、専用員の輸送に用いられている自動車を運転する者	
		作 業 服	制 帽	作 業 服	運 転 服	作 業 服	運 転 服
二 二 年	一 二 年	一 二 年	二 三 年	一 一 年	二 二 年	二 二 年	二 三 年
			夏、冬、ダブル型 各一組			夏、冬、シングル型 各一組	

別表第一技能業務に従事する者の項を削り、同表農作業に従事する者、労務業務に従事する者（庁内の清掃業務に従事する者、炊事の作業に従事する者及び給食の労務

に従事する者を除く。)の項中、「炊事の作業に従事する者及び給食の労務に従事する者」を「及び炊事の作業に従事する者」に改め、同表調理の業務に従事する者、炊事の作業に従事する者の項を次のように改める。

調理の業務に従事する者、 炊事の作業に従事する者	調理服	調理帽又は三角布	二 二年	上衣、ズボン
	前掛	ゴム長靴	二 二年	
	二 二年	二 二年	一 一年	

別表第一給食の労務に従事する者の項を削り、同表総務部防災消防課に勤務する職員で防災ヘリコプターに搭乗して防災消防業務に従事する者の項中「総務部防災消防課」を「危機管理局消防保安課」に改め、同表地域県民局の地域健康福祉部に勤務する職員の項中「診療エックス線技師、衛生検査技師」を「診療放射線技師、臨床検査技師」に改め、同表障害者相談センターに勤務する看護師の項を削り、同表地域県民局の地域連携部(環境管理事務所に限る。)又は環境保健センターに勤務する職員で衛生又は公害に関する試験研究の業務に従事する者の項中「地域県民局の地域連携部(環境管理事務所に限る。)又は」を削り、同表精神保健福祉センターに勤務する職員の項を削り、同表あすなろ療育福祉センター又はさわらび療育福祉センターに勤務する職員の項を次のように改める。

あすなろ療育福祉センター	看護師、准看護師	診療放射線技師、薬剤師、栄養士、マツサイジ員、児童指導員	白ズボン	作業白衣	二 二年	夏型(横掛式)一 冬型(ダブル型長袖)
		白ズボン	二 二年	二 二年	二 二年	
	予防衣	看護衣	二 二年	夏衣一、冬衣三		
	靴下	ブーツ靴	一 一年	二 二年	夏衣二、冬衣三	

又はさわらび療育福祉センターに勤務する職員

調理の業務に従事する者	調理服	調理帽又は三角布	二 二年	夏型一、冬型二
	前掛	ゴム長靴	二 二年	
	二 二年	二 二年	一 一年	

別表第一東青地域県民局地域農林水産部に勤務する職員で調査又は試験研究に従事する者の項及び空港管理事務所勤務する職員(技能労務職員を除く。)の項を削り、同表の備考を次のように改める。

備考 「労務業務に従事する者」とは、技能主事の発令を受けている者をいう。
別表第一総務部防災消防課の項、企画政策部交通政策課の項、環境生活部県民生活文化課の項、県土整備部監理課の項及び県土整備部河川砂防課の項を削り、同表観光国際戦略局観光企画課の項の前に次のように加える。

危機管理局各課(室)	災害地の調査、指導及びその他作業用	作業帽	作業服	特殊雨合羽	ゴム長靴
危機管理局防災危機管理課	防災行政用情報通信網の管理及び作業用	作業服	雨合羽	ゴム長靴	防寒衣

危機管理局消防保安課

高圧ガス、火薬類等の取り扱いに係る指導取締り用

作 業 服
安 全 帽
安 全 靴
ゴ ム 長 靴
防 寒 衣

別表第二出納局会計管理課の項から本庁各課(室)、各出先機関(地域県民局にあつては、各部)の項まで及び原子力センターの項を削り、同表あすなる療育福祉センター、さわらび療育福祉センターの項中

帽子 三角布子
安全予防衣
手術下着

帽子又は三角布は
安全予防衣
手術下着

に改め、同表東青地域県民局地域農林

水産部の項を削り、同表病害虫防除所の項中

防 毒 面
作 業 白 衣
作 業 服
雨 合 羽
ゴ ム 長 靴

作 業 服
雨 合 羽
ゴ ム 長 靴

に改め、同表に次のように加える。

原子力センター	環境放射線等の測定のための試料の採取用	作 業 服 安 全 帽 安 全 靴 ゴ ム 長 靴 特 殊 雨 合 羽 防 寒 衣
---------	---------------------	--

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

青森県訓令第十二号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

官報報告事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

官報報告事務取扱規程の一部を改正する訓令

官報報告事務取扱規程(昭和二十三年三月青森県訓令第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「生活再建・産業復興局及び」を削る。

第六条の表の第二号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定若しくは」を削る。

第二号様式中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「決定又は」を削り、「決定(裁決)した」を「裁決した」に、「決定(裁決)の」を「裁決の」に改める。

附 則

1 この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この訓令による改正後の官報報告事務取扱規程第六条及び第二号様式の規定は、県又は県内の市町村に対し、この訓令の施行の日以後に行われる地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第十九条第三号から第八号までに掲げる処分(以下「処分」という。)についての審査請求があった場合について適用し、県又は県内の市町村に対し、同日前に行われた処分についての不服申立てがあった場合については、なお従前の例による。

青森県訓令甲第十三号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令

青森県文書取扱規程（平成二十五年九月青森県訓令甲第十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「生活再建・産業復興局長及び」を削り、同条第二項中「生活再建・産業復興局」を「生活再建・産業復興室」に改める。

第五条中「生活再建・産業復興局及び」を削る。

第九条第二項中第八号を削り、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 危機管理局長印

第九条第二項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十七号までを一号ずつ繰り上げる。

第十三条の表部長印（総務部長印を除く。）、観光国際戦略局長印、エネルギー総合対策局長印、出納局長印の項中「除く。」の下に「危機管理局長印」を加え、「第十六条の三」を「第十六条の四」に改め、同表危機管理監印の項及び生活再建・産業復興局長印の項を削る。

第二十三条第一項の表第一号③中「部長」を「部長（危機管理局長）」に、「出納局長及び危機管理監」を「及び出納局長」に改める。

第三十一条中「部長」の下に「危機管理局長」を加え、「危機管理監」を削る。

別表第一の1(1)イ中

青森県	危機管理監印
青森県	危機管理監印

を削り、同表の2の表中

青森県	印	24
-----	---	----

を

青森県	印	24
危機管理監印	印	24

に

危機管理監印	印	24
水産部	印	24
生活再建・産業復興局	印	24

を

水産部	印	24
-----	---	----

に

改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十四号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令

青森県災害対策本部の班に関する規程（昭和三十八年八月青森県訓令甲第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表対策連絡部の部中「防災消防課長（原子力災害の場合は原子力安全対策課長、原子力災害を伴う災害の場合は防災消防課長及び原子力安全対策課長）」を「防災危機管理課長」に改め、同表総務部の部中

市町村班	市町村課長
防災消防班	防災消防課長

を

市町村班
市町村課長
に改め、同表企

画政策部の部中

統計分析班
統計分析課長
を

原子力施設安全検証班
原子力施設安全検証室長
を

統計分析班
統計分析課長
に改め、同表環

境生活部の部中

環境保全班
環境保全課長
を

原子力安全対策班
原子力安全対策課長
を

環境保全班
環境保全課長
に改め、同表環

土整備部の部の次に次のように加える。

危機管理部		
防災危機管理班	消防保安班	防災危機管理課長
原子力安全対策班	原子力安全対策班	原子力安全対策課長
生活再建・産業復興班	生活再建・産業復興班	生活再建・産業復興室長

第二条第三項に次のただし書を加える。

ただし、対策連絡部に置かれる班にあつては、危機管理局に所属する職員をもつて編成する。

第三条財政班の項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 総務部分掌事務に係る災害情報収集及び被害調査に関すること。

第三条防災消防班の項及び原子力施設安全検証班の項を削り、同条県民生活文化班の項第一号中「(原子力安全対策班で実施するものを除く。)」を削り、同条原子力安全対策班の項を削り、同条建築住宅班の項の次に次のように加える。

防災危機管理班

一 危機管理部分掌事務に係る災害情報収集及び被害調査に関すること(原子力

安全対策班で実施するものを除く。)

二 有線電話の確保及び臨時有線電話の架設に関する事。

三 防災行政用情報通信網に関する事。

消防保安班

一 ガス供給に関する事。

原子力安全対策班

一 原子力安全対策課分掌事務に係る災害情報収集及び被害調査に関する事。

二 放射性物質による環境汚染対策に関する事。

生活再建・産業復興班

一 他の班の実施事項の応援に関する事。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

青森県訓令第十五号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

原子力施設安全検証室設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

原子力施設安全検証室設置規程を廃止する訓令

原子力施設安全検証室設置規程(平成十五年九月青森県訓令甲第四十六号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第二百四十号

平成二十五年十月一日青森県告示第七百十二号（文書記号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

1の表防災消防課の項、生活再建・産業復興局の項、原子力施設安全検査室の項及び原子力安全対策課の項を削り、同表建築住宅課の項の次に次のように加える。

防災危機管理課	青防
消防保安課	青消
原子力安全対策課	青原
生活再建・産業復興室	青再復

2の表青森県消防学校の項を次のように改める。

青森県消費生活センター	青消費セ
-------------	------

2の表青森県原子力センターの項を削り、同表青森空港管理事務所の項の次に次のように加える。

青森県消防学校	青消学
青森県原子力センター	青原セ

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一
号 青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭